

足寄町農業委員会 第17回総会会議録

自 令和 5 年 7 月 2 0 日

至 令和5年7月20日

足寄町農業委員会

令和5年7月20日 第17回足寄町農業委員会総会を足寄消防署団員会議室にて招集

開会 午後1時30分

閉会 午後1時45分

1 出席委員

2番 吉川友二	3番 遠國和宏	5番 菊地隆志
8番 遠藤 勇	9番 人見華代	11番 岡元義春
12番 吉村 進		

2 欠席委員

1番 餌取靖徳	4番 上妻良一	6番 宮口孝治
7番 松田博幸	10番 石黒 彰	

3 議事に参与するもの

事務局長 山田弘幸
総務担当主査 留田篤史
総務主査 餌取秀和

○議事日程

日程第 1	会期の決定について
日程第 2	会議録署名委員の指名について
日程第 3	報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（相 続）について
日程第 4	議案第1号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約につ いて
日程第 5	議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用 集積計画の決定について

第17回農業委員会総会

令和5年7月20日

開会 午後1時30分

(開 会)

○議長 ただいまから、令和5年度第17回足寄町農業委員会総会を開催します。

本日は、1番餌取靖徳委員、4番上妻良一委員、6番宮口孝治委員、7番松田博幸委員、10番石黒彰委員が欠席です。

(会期の決定)

○議長 次に、「会期の決定について」を議題とします。お諮りをします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(全員「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、本総会の会期は、本日1日と決定します。

(署名委員の指名)

○議長 足寄町農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、本日の議事録署名委員の指名については、5番菊地隆志委員、8番遠藤勇委員にお願いします。

それでは、議事に入ります。

(報告第1号)

○議長 「報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（相続）について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（相続）について、ご説明申し上げます。

農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（相続）について、相続人より通知がありましたので、報告します。

1番を説明します。本件は、父親の死亡による相続で、相続人の住所・氏名は、記載のとおりです。

権利を取得した日は、令和5年6月28日で、土地の所在、面積等は記載のとおりです

なお、本農地について、あっせんの希望はありません。

次に、2番を説明します。本件は、父親の死亡による相続で、相続人の住所・氏名は、記載のとおりです。

権利を取得した日は、令和5年1月17日で、土地の所在、面積等は記載のとおりです。

なお、本農地について、あっせんの希望はありません。

以上で、報告を終わります。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、これで、報告済みとします。

(議案第1号)

○議長 「議案第1号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第1号、農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について、ご説明申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約について、貸主、借主より通知があったので、農地法第18条第1項ただし書の規定に該当するか、ご審議をお願いするものです。

本件は、牧草畑を貸主、借主双方合意により解約するもので、土地の表示等につきましては、記載のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和5年7月6日で、土地の引渡期日も令和5年7月6日です。

なお、解約された農地は、総会閉会後の全員協議会で協議します。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(議案第2号)

○議長 「議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、足寄町長渡辺俊一氏より決定を求められた令和5年度第4号農用地利用集積計画について、ご審議をお願いするものです。

1番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町芽登179番3ほか2筆、計3筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、25,638㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係

ですが、牧草畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

借賃ですが、1年間 円、10アール当たり 円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から賃貸したいとの申し出があり、地域担当農業委員である遠藤委員と協議し、出し手は受け手の法人の取締役で、当事者間で賃貸借の合意に至っていることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手として農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

次に、2番を説明します。

局長。

○事務局長 2番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町白糸299番ほか40筆、計41筆です。

地目につきましては、公簿は畑、牧場、山林、原野、現況は畑、採草放牧地です。

面積につきましては、977,880㎡の内、畑が800,123㎡、採草放牧地が169,433㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑等を使用貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおり

りです。

本件は、利用権の設定等をする者が経営移譲年金を受給するため農地法第3条により使用貸借されており、今回、期間満了となることから、再設定（継続）するものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手として農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この使用貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

○議長 2番、吉川委員。

○吉川委員 どうして、使用貸借が必要なのですか。

○事務局長 農業者年金は老齢年金と経営移譲年金があります。経営移譲年金を受給するには、経営を移譲したことを証明するため、農地の権利がないことが条件となります。そのため、今回は息子さんに使用貸借したということです。

○議長 他に、質疑はありませんか。

（全員「質疑なし」の声）

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

（閉 会）

○議長 以上で、本総会に付議されました議案の審議は全部終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和5年度第17回足寄町農業委員会総会を閉会します。

午後 1時 45分 閉会

議 長 吉 村 進

農業委員 菊地隆志

農業委員 遠藤 勇
